

1 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨による災害を踏まえた緊急要望

台風第15号では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電や断水、全壊、半壊、一部損壊などの住家被害のほか、農林水産業や中小企業などに、甚大な被害が発生した。

また、台風第19号では、記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れなど、東日本各地の広範囲にわたり、被害が発生したところである。

さらに、10月25日には、わずか半日で1か月分の猛烈な雨が降り、関東から東北にかけて、土砂崩れや河川の氾濫による浸水が発生するなど、再び、大きな被害が生じた。

ここまですさまじい異常気象による風害、水害が多発してくると、都県や市区町村レベルで対応できる限度を超えてしまう。

いつ発生するかわからない災害への備えは喫緊の課題であることから、全国知事会が要望した別添『令和元年台風第15号及び第19号等により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望』のうち、既に措置された事項については地方自治体や被災者等が利用しやすいものとなるよう要望趣旨に沿った制度設計や運用を行い、いまだ措置されていない事項については引き続き実現に向けて取り組むとともに、多発している風水害への対策の充実強化を図るよう、次の事項を追加して要望する。

1 風害対策について

地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究を充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を、国の主導により講じるとともに、技術的、財政的支援を検討するなど、風害対策の充実を図ること。

2 水害対策について

頻発する記録的な豪雨や大型化する台風による大規模な水害及び土砂災害に対し、科学的知見を踏まえた対策を講じるとともに、都県が行う河川・下水道・急傾斜地整備などのハード対策や浸水想定区域図の作成等のソフト対策を総合的に進められるよう、技術的、財政的支援の充実に努めること。